

小型定置網漁業の許可について

令和3年2月24日

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、香川県漁業調整規則（令和2年香川県規則第61号）第4条第1項第26号に掲げる小型定置網漁業につき、その許可又は起業を認可すべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	漁業者の数	漁業を営む者の資格
柵網	別紙のとおり	4月1日から 1月31日まで	1	引田に漁業の根拠地を有する者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年2月24日～同年3月23日

(3) 備考

ア この公示に係る許可の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年1月31日までとする。

イ この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) 漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。

(イ) 前各項に違反したときは、この許可を取り消すことがある。

(ウ) 漁業調整上必要があるときは、更に条件を追加することがある。

引田漁業協同組合 小型定置網漁業 操業区域



点の位置

- 基点A 松島北東端
- 基点B Aから真方位43度45分400mのところ
- 点イ AからB見通し線と直角にAから南東へ200mのところ
- 点ロ AからB見通し線と直角にBから南東へ200mのところ
- 点ハ AからB見通し線と直角にBから北西へ200mのところ
- 点ニ AからB見通し線と直角にAから北西へ200mのところ

操業の区域

イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

